

# 厚生省が現地調査へ

## 水俣病 未認定者の訴えで

熊本・鹿兒島両県公害被害者認定審査会に水俣病と認定されないため、水俣市月の浦病院看護人川本輝夫さん(60)ら九人は厚生省に

対して行政不服審査請求の申し立てをするとともに現地調査を請求していたが、請求代理人後藤孝典弁護士(東京・水俣病を告発する

会員)から川本さんへの連絡によると、厚生省は九、十の二日間現地を訪れて、未認定患者を見ることになった。

行政不服審査請求をしているのは熊本県七人、鹿兒島県二人で、いずれも昨年六月十九日の公害被害者認定審査会で、水俣病と認定

されなかった人たち。これを不服として訴えているもので、これに対し県知事(認定審査会は知事の諮問機関)はすでに「権威ある認定審査会であり認定しなかったのは不当でない」旨の弁明書を厚生

省に提出している。これに対抗して川本さんらは三月一日反論書を

出すとともに三月二十日付けで厚生省に現地調査を請求していた。「書類審査だけでは水俣病の汚染の実態はわからない」というもので、これにこたえて厚生省は医師をまじえて三人の係官が水俣市などを訪れる。

をまじえて三人の係官が水俣市などを訪れる。